

### 組合加入について

甲種組合員・後期高齢者組合員の医療機関で歯科医療に従事する方は、乙種組合員として加入できます。

※次の方は本組合に加入できません。

- ・福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び山口県以外に居住の方
- ・在留期間が3ヵ月未満の方
- ・75歳以上の方
- ・福岡県歯科医師会員（ただし臨床研修会員は除く）
- ・生活保護を受けている方

### 資格取得日について

採用日から14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

採用日以降で希望する加入日がある場合は、希望する日付から14日以内に申請書類を提出してください。

なお、14日を超えて提出があった場合は、書類到着から14日間を遡った日が資格取得日となります。

ただし、法人事業所（診療所）、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所などの健康保険適用除外申請を行う場合は「適用除外を受けた日（厚生年金の加入日）」が本組合の加入日となります。

### 添付書類について

- ・誓約書
- ・給与証明書又は雇用証明書
- ・個人番号が記載された住民票（概ね3ヵ月以内に発行分）  
なお、外国籍の方は、3ヵ月を超えて日本国内に滞在する方を被保険者としますので、在留期間の記載された住民票をご提出ください。
- ・マイナンバーカードの写し（A4の用紙に1人1枚ずつコピーして添付）  
→住民票に個人番号が記載されている場合は本書類の提出は不要です。
- ・健康保険被保険者適用除外承認申請書  
→法人事業所（診療所）、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所などの適用事業所のみ必要です。

※個人番号通知カードに記載されている住所が、現住所と異なる場合は効力を有しませんので、マイナンバーカードをお持ちでない場合は個人番号が記載されている住民票をご提出ください。

## 適用除外について

「法人事業所（診療所）」、「常時5人以上の従業員を使用する個人事業所」等の厚生年金適用事業所は厚生年金の加入（適用除外）が義務付けられています。

適用除外を受けようとする年月日（適用除外の年月日）から14日以内に管轄の年金事務所にて申請手続きができない場合は、理由書が必要となる場合がありますので事前に管轄の年金事務所にご確認ください。

### ●適用除外の流れ

① 「法人事業所（診療所）」及び「常時5人以上の従業員を使用している診療所」などの適用事業所は加入申込時に健康保険被保険者適用除外承認申請書を添付し、本組合にご提出ください。



② 本組合に申請書が届きましたら、内容を確認後、組合証明欄に証明を行い、診療所へ返送します。  
送付されてきた申請書を管轄の年金事務所へ提出し、手続きを行ってください。  
各年金事務所で受付の期間及び書類に異なる部分がありますので、お問い合わせの上、届け出てください。



③ 健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きが終了したら、健康保険被保険者適用除外承認者であることを確認し保存しますので、当該組合員の「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーを速やかに本組合に提出してください。（FAX可）  
**確認ができないと資格確認書または資格情報のお知らせを発行できないため、送付が遅くなる場合があります。**

家族従業員または常勤従業員と比較し4分の3未満の勤務形態であるパートの方は適用除外手続きが不要です。

ただし、医療法人事業所（診療所）は、事業主および家族従業員も適用除外の手続きが必要です。

### ○パート及びアルバイトで雇用されている従業員について

健康保険被保険者適用除外手続きが必要かどうか、判断の一つの目安は、

① 1日または1週間の勤務時間

② 1カ月の勤務日数

それぞれ一般従業員の概ね4分の3以上ある場合は手続きが必要となります。

①勤務時間  
例えば、一般従業員の1日の所定労働時間が8時間とすると、6時間以上である場合。また、日によって勤務時間が変わるときは、1週間をならして4分の3以上である場合。

②勤務日数  
その事業所で同じような仕事をしている従業員の1カ月の所定労働日数のおおよそ4分の3以上である場合。  
ただし、一律にこれにあてはめて機械的に決められるのではなく、就労の形態・内容を総合的に考えて、その使用関係が常用的かどうかによって、健康保険及び厚生年金保険が被保険者として取り扱われるかどうか判断されます。

## 保険料の賦課について

資格取得日の属する月から保険料を納付する必要があります。  
(資格取得日を遡及した場合は、遡及月分を一括して賦課・徴収)

## その他留意事項

- ・ 添付書類を添えて、**本組合に提出**してください。
- ・ 加入時の資格確認書または資格情報のお知らせの交付は、毎週1回、審査の上認定した後に送付いたします。

※令和6年10月より、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用が拡大され、一定の要件を満たす場合は、短時間労働者でも適用除外の対象となる場合があります。